

内閣参質二一四第一八号

令和六年十月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出故安倍晋三国葬儀を欠席した村上誠一郎総務大臣による「国賊」等の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出故安倍晋三国葬儀を欠席した村上誠一郎総務大臣による「国賊」等の発言に
関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国務大臣の任命は、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行っているものであり、適任であると考えている。

二から四までについて

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

五について

村上総務大臣が、故安倍晋三国葬儀を欠席したことは承知しているが、その理由については把握していない。

六について

お尋ねの「開催を決定する経緯については適切であった」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、故安倍晋三国葬儀を閣議決定により行ったことについてのお尋ねであれば、閣議決定を根拠

として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を行うことは立法権及び司法権の作用に含まれるものではなく行政権の作用に含まれること、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十三号において内閣府の所掌事務として国の儀式に關することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確になっていること等から、可能であると考えており、法的な問題はなかったと考えている。

七について

村上総務大臣の個人としての認識については、政府としてお答えする立場にない。

八及び九について

お尋ねについてお答えすることは、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、差し控えたい。